における一般国道の改築工事並びにこれに伴う附帯工事並びに一般国道の拡幅工事並びに市道、農業用道路及び農業用水路の付替工事であり、申請に係る事業は、県・公社事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

県・公社事業のうち、「一般国道247号改築工事（西知多道路・愛知県知多市日長字安土地内から常滑市字耳切地内まで）」（以下「県・公社本体事業」という。）は、道路法第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であることから、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、県・公社事業のうち、「これに伴う附帯工事」として行う工事用道路、施工ヤード等の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

さらに、県・公社事業のうち、「一般国道拡幅工事」は、県・公社本体事業の施行により阻害される一般国道の従来の機能を維持するための拡幅工事であり、道路法第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であることから、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

「市道」付替工事は、県・公社本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事であり、道路法第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であることから、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。「農業用道路及び農業用水路付替工事」は、県・公社本体事業の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事であるから、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路及び農業用水路に関する事業に該当する。（以下これら３種の工事をあわせて「県・公社関連事業」という。）

したがって、国・公社事業及び県・公社事業（以下両事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

⑴　第２の１に係る事業

国・公社事業は、起業者（国土交通大臣及び愛知県道路公社をいう。以下この項目において同じ。）により、既に開始されていることから、起業者は、国・公社事業を遂行する充分な意思を有すると認められる。

国・公社本体事業は、一般国道の改築工事であり、道路法第12条本文の規定により、国土交通大臣が行うものとされているが、国・公社事業区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない区間であり、国・公社事業区間の道路管理者は愛知県であるところ、起業者である国土交通大臣は、同法第27条第１項の規定により、道路管理者の権限を代行している。

また、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）において、地方道路公社は、同法第16条第１項の規定により、道路管理者の同意を得た上で、同法第10条第１項の規定により、国土交通大臣の許可を受けて、一般国道の改築等を行うことができるとされているところ、起業者である愛知県道路公社は、道路管理者である愛知県の同意を得た上で、国土交通大臣から、国・公社事業区間の改築等に関する許可を受けている。

さらに、起業者は、国・公社関連事業の施行について、法第18条第２項第３号に掲げる書面により、市道の道路管理者である知多市から同意を得ている。

これらのことから、起業者は、国・公社事業を遂行する充分な能力を有すると認められる。

⑵　第２の２に係る事業

県・公社事業は、起業者（愛知県及び愛知県道路公社をいう。以下この項目において同じ。）により、既に開始されていることから、起業者は、県・公社事業を遂行する充分な意思を有すると認められる。

県・公社本体事業は、一般国道の改築工事であり、道路法第12条本文の規定により、国土交通大臣が行うものとされているが、県・公社事業区間は、一般国道の指定区間を指定する政令による指定を受けていない区間であり、県・公社事業区間の道路管理者であり起業者である愛知県は、同法第74条の規定による国道を改築する場合の必要な認可に代えて、県・公社事業について補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第６条の規定による交付決定を受けている。

また、道路整備特別措置法において、地方道路公社は、同法第16条第１項の規定により、道路管理者の同意を得た上で、同法第10条第１項の規定により、国土交通大臣の許可を受けて、一般国道の改築等を行うことができるとされているところ、起業者である愛知県道路公社は、道路管理者である愛知県の同意を得た上で、国土交通大臣から、県・公社事業区間の改築等に関する許可を受けている。

よって、起業者は、県・公社本体事業を遂行する充分な能力を有すると認められ、県・公社本体事業を施行するために欠くことができない附帯工事についても、これを遂行する充分な能力を有すると認められる。

さらに、起業者は、県・公社関連事業の施行について、法第18条第２項第３号に掲げる書面により、一般国道の道路管理者である愛知県、市道の道路管理者である知多市及び常滑市並びに農業用道路及び農業用水路の管理者である常滑市から同意を得ていることから、起業者は、県・公社関連事業を遂行する充分な能力を有すると認められる。

これらのことから、起業者は、県・公社事業を遂行する充分な能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道247号（以下「本路線」という。）は、愛知県名古屋市熱田区を起点とし、豊橋市に至る延長約173㎞の主要幹線道路である。

本路線が通過する愛知県東海市、知多市及び常滑市は、自動車・航空機関連産業が集積する一大製造拠点であり、これらの製造拠点を含む愛知県内外で製造された工業製品は、主に本路線を利用し、名古屋港や中部国際空港から国内外へ輸送されている。また、本路線は、災害直後から緊急車両の通行を確保すべき重要な路線として、第一次緊急輸送道路に指定されている。

しかしながら、国・公社事業区間及び県・公社事業区間（以下両区間あわせて「本件区間」という。）に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流に広く利用されるとともに、知多市及び常滑市の既成市街地を通過し、周辺に店舗、公共施設、住居等が存していることなどから、物流による通過交通と地域住民による地域内交通がふくそうし、交通事故が多数発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

また、地震調査研究推進本部地震調査委員会が、令和７年９月26日に公表した「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版一部改訂）」によると、南海トラフ沿いの地域で、30年以内に、マグニチュード８からマグニチュード９クラスの地震が発生する確率は、60％から90％程度以上とされており、愛知県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。現道は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波浸水想定の浸水域の一部を通過しており、災害発生時に第一次緊急輸送道路としての機能を十分に発揮できないおそれがある。

本件事業は、このような状況に対処するため計画されたものであり、本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通事故の削減が図られるとともに、津波浸水想定の浸水域を回避した道路が新たに整備され、自然災害の発生時における現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。また、既に西知多産業道路として供用済みである西知多道路の他の区間と接